

令和 7 年皆野町農業委員会第 3 回定例総会議事録

1. 開催期日 令和 7 年 3 月 2 4 日（月）
2. 開催場所 皆野町役場 3 階 3 0 1 会議室
3. 開議時刻 午後 1 時 3 0 分
4. 閉議時刻 午後 2 時 3 0 分
5. 宣 告 者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：1 4 人・欠席者：0 人

推進委員：出席者： 5 人・欠席者：0 人

番号	氏 名	備 考	番号	氏 名	備 考
1	齊藤三恵子	出席	1 1	小池幹夫	出席
2	野澤辰雄	出席	1 2	横田和子	出席
3	東 光 義	出席	1 3	高橋健一	出席
4	大瀨英一	出席	1 4	長島徳治	出席
5	浅見寿太郎	出席	皆野	丸山真守	出席
6	四方田順造	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	葦原義人	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	新井義虎	出席	日野沢	山本丈示	出席
9	武内初代	出席	三沢	田島一男	出席
1 0	四方田克己	出席			

7. 会議に付した議案

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

2 件

議案第 2 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について

1 件

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

1 件

議案第 4 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の策定について

1 件

8. 事務局 三橋博臣、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長	今、話がありましたが、先日はじゃがいもの栽培体験にご協力いただきましてありがとうございました。同じような話が続いてしまいますけれども、このメンバーでの定例総会は今日が最後、今年度は今日が最後ということになるかと思います。最後までご協力をいただきましてありがとうございました。今日の会議のほうも慎重にご審議をいただいて、ご協力いただきますようによろしく願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 続いて、次第3の議案に入ります。 議案につきましては、浅見会長に議長をお務めいただきたいと思います。よろしくお願いします。
浅見会長	それでは、しばらくの間、進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。 ただいまの出席委員数は19名です。全員の方にご出席をいただきました。 定足数に達しておりますので、これより令和7年皆野町農業委員会第3回定例総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。 次に、議事録署名人に、 11番、小池幹夫委員 12番、横田和子委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
出席委員	(異議なしの声あり)
浅見会長	異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、 11番、小池幹夫委員 12番、横田和子委員をお願いをいたします。 それでは、早速議案のほうに入りたいと思います。 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。 番号1について審議します。 事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。
事務局	(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の7番、葦原義人委員に対象農地の状況について説明を求めます。

葦原委員、お願いします。

7番

葦原委員

それでは、説明させていただきます。

その前に、22日の日、じゃがいも体験にちょっと用事がありまして参加できなくて、申し訳ありませんでした。よろしくお願いします。

それでは、第1号の番号1番について説明させていただきます。13日の午後、事務局、井上さんと現地を確認してまいりました。1枚はいでいただいて、案内図を見ていただきたいと思います。案内図の左側の真ん中辺に茶色のような建物があると思いますが、このところが〇〇〇〇〇の校舎とグラウンドになります。その前、南側にあります「ここ」と書いてあるところがその現場でございます。現場を見ますと、建物の真裏、北側になるのですけれども、そこに建物がありまして、「ここ」と書いてある白く消えているところがもう山になっていまして、冬場日当たりも大分悪いところです。それから、今日の写真、現状写真、新しいのがあるのですけれども、これを見ていただきたいと思います。上の図面の左側にあるのが学校で、これが北側になります。すぐ左側のところが、これが北側になって、前が自宅がありまして、このところが畑としてはもう全然冬場等日も当たらず、作物は特にできる場所ではありません。その奥側にありますが、ここには梅の木とか桃の木が植わっている果樹園になっています。ここに対しては、建物等は邪魔になりませんので、被害等はないと思いますので、ここについてはもう特に問題ないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。 続いて、番号2について審議します。 事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農業委員として地区担当の3番、東光義委員に対象農地の状況について説明を求めます。 東委員。
3番 東委員	3月の18日に午後、事務局の井上さんと申請場所を見に行ってきました。この場所は、22日にじゃがいも体験でお世話になりました。そのちょうど〇〇〇の〇〇〇方面に真っすぐ行ってもらって、〇〇〇の先に〇〇〇〇〇さんというのがあるのです。今は営業をやっていないのですけれども、そこから三、四十メートル行くと町道が拡幅工事が終わりましたして急に広がります。その広がったところの拡幅工事の右の石垣が70センチか80センチぐらい石垣がありまして、その上の申請地です。行ってみたところ、母屋と町道で挟まれているいい場所です。場所はきれいに整理されておりました。問題はないと思いますので、ご報告終わりにします。慎重な審議をよろしくお願いします。
浅見会長	それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。 横田委員。
12番 横田委員	参考までに聞きたいのですけれども、ごみ収集用のごみボックスというのは、個人ではなくて地域のところで造っているではないですか。結構あちこちにあるのですけれども、こういうのは公共扱いではなくて、やっぱり場所を転用するから、届けは、今回始末書ですけれども、本来ならば届出というか転用しなければいけないのですよね。
浅見会長	どうぞ、事務局。
事務局	ごみボックスの関係は、基本的には地域の人たちで相談をしてここに置かせてくださいということで、行政が設置しているものではない

というところですよ。なので、前に農林振興センターのほうから同じようにごみボックスがあった事例があったのですが、ごみボックスはそういった経緯から、公共のものではないので、あくまで地元で設置しているものなので、そこは始末書。本来だったら、必要ですねということで、前指導があったのです。なので、今回も同様にそういうふうにごみボックスがあるので、本来だったら農地にごみボックス、公共的な意味合いが強いのは重々分かるのですが、地域の人たちがそういうものを自発的に置いていますので、始末書。本来だったら正規でないと。以前同様に振興センターから指導があったので、それに基づいて対応しているというような状態です。

1 2 番
横田委員

ですね。個人ではなく、そうすると追認ではなくて、正式にいくとこの土地の持ち主が転用をかけなければいけないという。

事務局

もしくは行政区と法人。団体なので、どこまでかというところがありますけれども、行政区とかでそこに設置させてくださいね、地権者さんとの5条。

1 2 番
横田委員

5条。

事務局

行政区も二通りあって、地縁団体で法人格を持っている、要は財産が所有できる、登記できる法人格を持っている行政区と、そうでない法人格のない集まり、任意団体としての行政区がある。要は所有者として登記できない団体がありますので、こういうところは町内いっぱいあると思います。

1 2 番
横田委員

いっぱいありますよね。

事務局

いっぱいあります。いっぱいあるのですけれども、やっぱり農地転用とかで県で行くようなものときには、やはり県の以前の指導に従って、取りあえず手続を踏んでいかなければいけない。でも、財産を所有できる法人格を持った行政区であれば、5条ということになるのかなと思うのですが、法人格を持っていないところの場合は、所有者が任意で置いたというような形を取らざるを得ないのかなという気はします。

浅見会長	なかなか、もしかしたらうちにもあるのではないかなというところではあるのですが……
1 2 番 横田委員	うちのほうもそうだと思うのですけれども、出しているのかな。
1 1 番 小池委員	今あるステンレスの可変型みたいのがあるではないですか。あれもそういう扱いになるのですか。正規には。何かその事象が出ているときにみんな処置をするという形ですか。
事務局	今、町なかにあるもの、それを全て是正をしようなんてことは到底考えていないし、たまたま県のほうに行く書類の一つの中に現況写真であったり現地調査のときに、これは何ですかと言われないうためにこの手続を踏んでいる、そんな感じです。
浅見会長	何かあったときにということなのだろうと思うのですけれども、これは本当にいっぱいあると思いますので。
1 2 番 横田委員	提供していただいたその所有者にしてみれば、転用までして貸したくはないよという感じですよ。
浅見会長	そう思いますよね。そういうことになってしまうかなと思うのですけれども、これについては……
1 2 番 横田委員	公共用扱いにはできないと。
事務局	地元のそういった、半公共ではないですかという話も、以前そのときの担当としましたのですけれども、やはり必要だということで、その当時回答をいただいているので、そうになってしまうとこちらとしても、行政が持っているのなら分かるのですけれども、行政が持っていてその土地からそこを借りたりして使っているとか、そういうので置かせてもらっているというのだったら、多分土地収用法なりなんんりのほうの環境衛生とかそっちのほうが該当なのかなと思うのですけれども、あくまでああいいうごみボックスは地元の人たちがそういう収集のためにというので設置しているものなので、そこがかなりちょっと、置いてある方からするとおっしゃるとおりで、地元のために協力して土地を貸しているのに、何でというのはあるのですが、ちょっと

	扱いはそういうふうになってしまう。
1 2 番 横田委員	扱いはそうはならない。分かりました。
浅見会長	すんなり納得できることではないかもしれませんが、一応建前上はそういうことになっているということでご理解をいただくしか取りあえずないのかなと思います。 何かほかにもありましたら質疑のほうよろしく願いいたします。ほかにはよろしいですか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、質疑のほうは以上ということにさせていただきまして、採決のほうに入りたいと思います。 本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。 続いて、議案第 2 号、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について、1 件を議題といたします。 番号 1 について審議します。 事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	それでは、申出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。 議案書と判断材料として配付された資料ナンバー 1 を参考に、地区担当の 8 番、新井義虎委員に対象農地の状況について説明を求めます。 新井委員。

8 番
新井委員

3 月の 14 日の日に、事務局の井上さんと現地確認に行つてまいりました。場所は〇〇〇〇さん宅から林道を 100 メートルぐらい登つていったところに、今はもう亡くなったのですが、〇〇〇〇〇〇さんというお宅が右側にございます。その入り口から右側の山のほうへ、もう道がないようなところなのですが、80 メートルぐらい上がったところにこの地目が畑になっているのですが、ありますが、もう 30 年も 40 年も手をつけていないような、実際はこの写真にありますように、もう雑木林、地目は畑なのですが、雑木林のような状況でございました。私の判断ですが、これではもらっても手のつけようがないなというような、そんな山林化したような場所ではございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたら対象の番号をおっしゃっていただいてからお願いをいたします。質疑ありましたらよろしく願いいたします。

筆数幾つかあるわけですが、特にはよろしいでしょうか。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、採決をいたします。

〇〇〇〇氏から申出のあった農地について、非農地と判断することが適当であるとする委員は、挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よつて、本件は農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について、非農地と判断することに決定いたしました。

なお、議案第 2 号は非農地と判断した土地について、所有者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。

続いて、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、1 件を議題といたします。

事務局に議案の説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長	それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、質疑がございませんので、これより採決をいたします。 本件は皆野町が作成する農地利用集積計画を承認することを可とする委員は挙手をお願いいたします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は皆野町が作成する農地利用集積計画を承認することに決定いたしました。 続いて、議案第４号、令和７年度最適化活動の目標の設定等の策定について、事務局に議案の朗読、説明をお願いします。
事務局	そうしましたら２４ページ、議案第４号、令和７年度最適化活動の目標の設定等の策定について。 令和７年度最適化活動の目標の設定等を別紙のとおり策定する。令和７年３月２４日。皆野町農業委員会長、浅見寿太郎。 提案理由としましては、農業委員会による最適化活動の推進等についてという通知に基づき、本議案を提出するものであります。 私のほうから内容について説明をさせていただきます。 農業委員会におきましては、毎年目標を設定して、それについてその目標どおりやったかどうかというところの点検評価までというのを毎年実施しなければいけないというふうになっております。目標の設定を毎年３月末までに策定をして、４月１日からの来年度に向けて実施をしていくというふうに国のほうの通知等で定められております。ですので、来年度の目標の設定を今回させていただく流れになります 今回改選という部分もあるのですが、国のほうの通知で今年度中に策定をしなければいけないというふうなところで、この２５ページから２７ページまでの内容を策定をさせていただければと思っております。 委員の改選については、今現在決まっている人数で、その方たちの内訳になります。農家、農地等の概要につきましては、各種統計調査等の数値になっております。次のページの２６ページにつきまして

は、今の最適化目標、農地の集積状況、担い手に今どれだけ町内の農地が集積されているか。その目標、これは年度で県のほうの計画で集積率を56%となっておりまして、それに伴い町も56%と設定している関係で、15年度までにこの面積をというのが目標として決まっておりますので、それに基づいて計算をさせていただいております。

(2) 番の遊休農地の解消について、遊休農地の面積等につきましては、今年度皆様に利用状況調査で調べていただいた遊休化している農地等の面積、ヘクタール数になります。それに基づきまして国のほうの指定されているこの下に米印等である計算式に当てはめさせていただいて、目標を設定させていただいております。新規参入の促進につきましては、15年度については〇〇〇〇さんがまず個人でやられて、その後法人化されていまして、そういった中での数値の推移と。権利移動については、毎年度の農地法3条等に基づく農地の賃貸借、所有権の移転等の数値になってきます。

2番の最適化活動の目標につきましては、今年も設定させていただいている国の数値目標等に基づいて策定させていただいている数値にて目標の案を作成させていただいております。内容につきましては以上となりまして、一応目標という形で来年度これを推進していくというようなところで、皆様にお諮りいただければと思います。

私からのほうからは以上となります。

浅見会長

ざっと説明をしていただきましたが、数値的なこともいっぱいありますので、ぱっと理解できるかどうかはちょっと難しいところもあるかもしれませんが、本件に対して質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

来年度のことですので、先ほどもお話しありましたように、例えば農業委員会のメンバー等も替わるわけですが、今現在で分かっている形がこの人数ということでご理解をいただければいいのかなというふうに思います。何かございますでしょうか。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決をいたします。本件を可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件を策定することに決定いたしました。

以上で、審議いただく議案は全て終了いたしました。ご協力いただきましてありがとうございました。